

社会福祉法人朝日園 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人朝日園の定款第 22 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員が招集に応じて会議に出席し、または法人業務のために出勤した場合には、日額 10,000 円の報酬及び費用弁償を支給する。ただし、社会福祉法人朝日園の職員として給与を受給している者には、支給しない。

2 前項の費用弁償の額は、社会福祉法人朝日園役職員旅費・費用弁償規程に定める車賃の例により算出した額とする。

3 第 1 項の報酬総額は、全理事で年間 60 万円以内、全監事で年間 30 万円以内とする。

(公表)

第四条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日(評議員会の決議日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 27 日(評議員会の決議日)から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 3 月 20 日(評議員会の決議日の翌日)から施行する。

社会福祉法人朝日園 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人朝日園の定款第 8 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第二条 評議員が招集に応じて会議に出席した場合は、日額 10,000 円の報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、社会福祉法人朝日園役職員旅費・費用弁償規程に定める車賃の例により算出した額とする。

(公表)

第三条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 27 日(評議員会の決議日)から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 4 月 9 日(定款における根拠規定の変更についての施行日)から施行する。